

福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実施要領

1 趣旨

この要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の実施に関する基本的事項を定めるものとする。

2 防災・減災等事業整備計画

(1) 防災・減災等事業整備計画の作成

事業を実施しようとするときは、防災・減災等事業整備計画書（様式第1号）を作成し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

防災・減災等事業整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 防災・減災等事業整備計画の名称

イ 防災・減災等の事業を行うための基盤整備に関する目標

ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所

エ 防災・減災等事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額

オ 福島県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の額の算定のために必要な事項

(2) 防災・減災等事業整備計画作成に当たっての留意点

防災・減災等事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、延滞なく公表するものとする。

3 対象事業

ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

イ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

ウ 高齢者施設等の水害対策強化事業

エ 高齢者施設等の給水設備整備事業

オ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業

カ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

4 基準額

補助金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、防災・減災等事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定

める事業の対象施設ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 交付金の対象除外

次に掲げる費用は、交付の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

6 交付予定額の内示

県は、2の事業計画書を審査の上、事業計画書を提出した事業者に対し、交付予定額を内示するものとする。

7 交付決定前の着手

事業実施主体は内示の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に事業に着手する必要が生じた場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届出書（様式第2号）を知事に提出することで、事業に着手することができるものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年1月30日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月3日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。